

船舶事故調査報告書

平成29年2月23日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成28年8月1日 13時43分ごろ
発生場所	長崎県対馬市郷埼付近 郷埼灯台から真方位315° 130m付近 (概位 北緯34° 19.9′ 東経129° 12.2′)
事故の概要	漁船勝栄丸は、東進中、また、遊漁船OCEAN1は、錨泊中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成28年8月4日、主管調査官（門司事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 勝栄丸、5.3トン NS2-17257（漁船登録番号）、個人所有 B 遊漁船 OCEAN1、4.8トン 292-34129長崎、株式会社民宿OCEAN
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 船首部外板に擦過傷 B 左舷外板に亀裂
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西北西、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、船首浮上による死角が生じた状態で東進中、船長Aが、レーダー画面に船の映像が映っていないように見えたので、船首方に他船はいないと思って航行を続けた。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、釣り客5人を乗せ、錨泊中、船長Bが、釣り客の釣りの準備を手伝っていたので、至近距離になってA船に気付いた。
分析	A船は、船長Aが、レーダーによる見張りを適切に行っていなかったことから、B船に気付かなかったものと考えられる。 B船は、船長Bが、釣り客の釣りの準備を手伝っていて、周囲の見張りを適切に行っていなかったことから、A船に気付かなかったものと考えられる。
原因	本事故は、船長Aがレーダーによる見張りを適切に行っておらず、また、船長Bが、周囲の見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したものと考えられる。